

函 総 行

令和4年(2022年)2月8日

函館市役所職員労働組合

執行委員長 鎌田 保 様

函館市長 工 藤 壽 樹

給与制度の見直しに係る提案について

このことについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いいたします。なお、本提案に伴い、昨年10月12日付け提案した人事・給与制度の見直しのうち、現在継続協議中である「1 令和3年人事院勧告（令和3年8月10日勧告）に基づく給与制度の見直し」については、提案を取り下げることといたします。

人事・給与制度の見直しについて

1 令和3年人事院勧告（令和3年8月10日勧告）に基づく給与制度の見直し

…令和4年第1回定例会提案予定

提 案 内 容	実施予定 時期	改正を 要する例規
<p>(1) 常勤職員の給与改定</p> <ul style="list-style-type: none">・ 期末手当の支給月数引下げ 6月および12月の期末手当の支給月数をそれぞれ0.075月分（再任用職員は0.05月分）引下げ ※期末・勤勉手当：年4.45月分→4.3月分 （再任用職員は年2.35月分→2.25月分）・ 令和3年人事院勧告に基づく同年12月期末手当の引下げ相当額は、令和4年6月に支給する期末手当の額から減額する。（再任用職員含む。）	令和4年 6月1日	一般職の職員の給与に関する条例
<p>(2) 会計年度任用職員の給与改定</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常勤職員の改定に準じ、期末手当の支給月数引下げ 6月および12月の期末手当の支給月数をそれぞれ0.075月分引下げ ※期末手当：年2.55月分→年2.4月分	令和4年 6月1日	函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例

1 令和3年人事院勧告（令和3年8月10日勧告）に基づく給与制度の見直し

(1) 常勤職員の給与改定等

ア 期末手当の支給月数引下げ

(ア) 6月および12月の期末手当の支給月数を、それぞれ△0.075月分（再任用職員は△0.05月分）とする。

[再任用職員以外の職員]

※()は特定管理職員

		6月期末	6月勤勉	12月期末	12月勤勉	年間計	増減
令和3年度	改定前	1.275 (1.075)	0.95 (1.15)	1.275 (1.075)	0.95 (1.15)	4.45	年△0.15
令和4年度	改定後	1.20 (1.00)	0.95 (1.15)	1.20 (1.00)	0.95 (1.15)	4.3	

[再任用職員]

		6月期末	6月勤勉	12月期末	12月勤勉	年間計	増減
令和3年度	改定前	0.725	0.45	0.725	0.45	2.35	年△0.1
令和4年度	改定後	0.675	0.45	0.675	0.45	2.25	

(イ) 令和3年12月期末手当として支給された額の0.15月分（再任用職員は0.1月分）に相当する額（以下「調整額」という。）を、令和4年6月に支給される期末手当の額から減ずる。なお、調整額が令和4年6月の期末手当の額を上回る場合は、期末手当は支給しない。

※ 令和3年12月の期末手当が支給されなかったものおよび令和4年6月の期末手当が支給されないものは減額措置の対象外。（新規採用職員および令和3年度退職者は対象外となる。）

[調整額]

令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分に応じ、以下の割合を乗じることにより算出する。

a 再任用職員以外の職員

・ 特定管理職員以外の職員 15/127.5

・ 特定管理職員 15/107.5

b 再任用職員 10/72.5

イ 実施時期

令和4年6月1日

(2) 会計年度任用職員の給与改定

ア 期末手当の支給月数引下げ

年間支給月数を2.55月→2.4月（6・12月期 各1.2月）

イ 実施時期

令和4年6月1日